

令和4年12月7日

全国間税会総連合会

会長 片岡 直公 様

国税庁課税部

軽減税率・インボイス制度対応室長

福田 あづさ

インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ及び協力依頼

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度（適格請求書等保存方式）については、制度開始からインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）となるための原則的な申請期限である令和5年3月31日まであと約4か月となりました。

引き続き、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、傘下の各団体及び各会員の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。

なお、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）及び各税務署から、傘下の各団体へ同趣旨のお願いをさせていただくこととしていますので、その旨、併せて周知していただくようお願いいたします。

記

1 早期登録申請のご案内

インボイス発行事業者の早期登録申請にご協力いただきありがとうございます。

今後も引き続き、取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている会員の皆様については、早期の登録申請をお勧めしております。

国税庁HPには、会員の皆様やその取引先が登録の可否などを検討するにあたってのチェックシートをご用意しておりますので、是非ご活用ください（別添1「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」）。

なお、登録申請はe-Taxにより実施していただくことをお勧めしております。詳しくは国税庁HP「インボイス制度特設サイト」の申請手続ページをご覧ください。

また、局署主催の説明会及びオンライン説明会も引き続き実施しております。貴連合会

及び傘下の各団体が開催される説明会への職員の派遣等も引き続き行っておりますので、各国税局又は各税務署までご相談ください。

2 会報誌等への掲載媒体について

インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、傘下の各団体及び各会員の皆様に周知いただくとともに、記事下広告については会員向け会報誌等へ掲載いただくなど御協力の程よろしくお願いいたします。

記事下広告については、PDF データや Illustrator ファイルにて提供させていただきます。

おって、会報誌等に記事下広告の掲載をさせていただける場合は、お手数ですが貴連合会取りまとめの上、下記の連絡先まで御連絡をお願いいたします。

3 支援策等について

インボイス制度への対応に取り組むための各種支援策については、中小企業庁 HP に掲載されております。令和4年度補正予算では、商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による講習会の開催や専門家派遣を含む事業者からの相談体制の強化に加え、IT導入補助金における補助下限の撤廃や、小規模事業者持続化補助金における補助上限の一律50万円上乗せ等を実施予定です。

また、公正取引委員会等の HP において、免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」(別添2)を取りまとめて公表しておりますので、概要と併せて送付いたします。

インボイス制度への対応に当たっては、これらの情報も参考としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 御参考

- ・ 国税庁 HP 「インボイス制度特設サイト」説明会ご案内ページ
- ・ 中小企業庁 HP 「インボイス制度への対応に取り組む皆様へ」
- ・ 公正取引委員会 HP 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」

<国税庁 HP>



<中小企業庁 HP>



<公正取引委員会 HP>



連絡先

〒100-8978

東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

国税庁 課税部

軽減税率・インボイス制度対応室 総括係

電子メール: kokuzei-invoice@nta.go.jp

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」

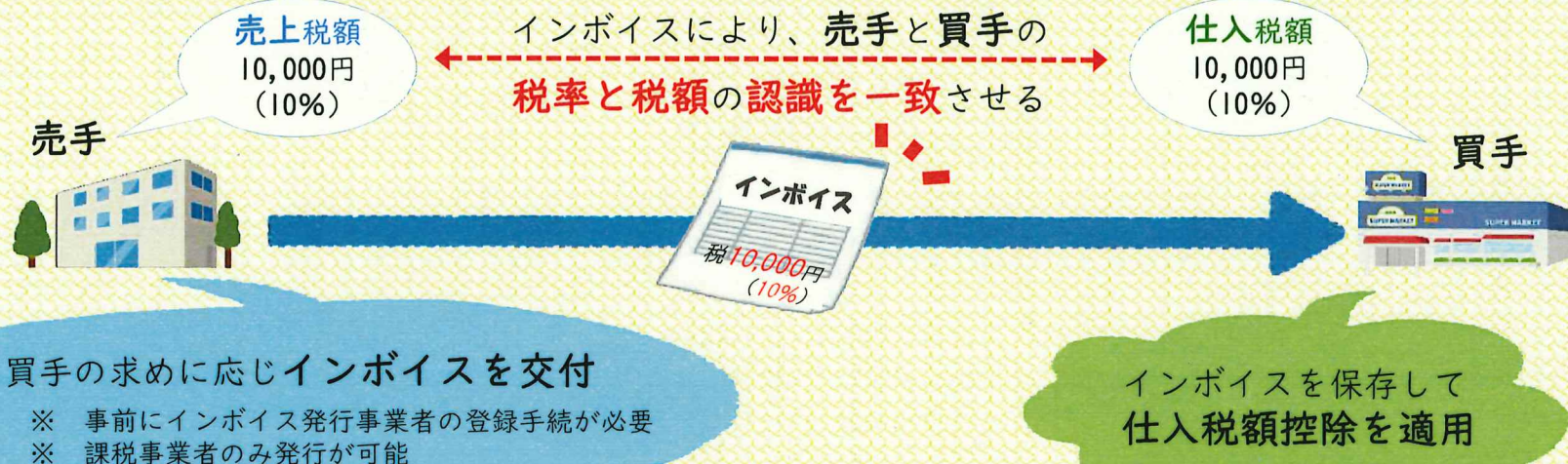
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

☐ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

☐ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することと、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

☐ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

☐ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

☐ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

☐ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

☐ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

☐ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

☐ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

☐ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

☐ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

☐ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80％・50％控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

☐ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）